

令和7年度 集団指導資料

# 感染症対策について

甲府市 保健衛生部 医務感染症課  
(甲府市保健所)

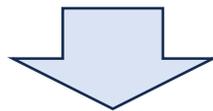
# 本日の内容

1. 感染症の基礎知識
2. 感染症対策の実践
3. 平時の取り組み
4. 保健所への各種報告等について

# 1. 感染症の基礎知識

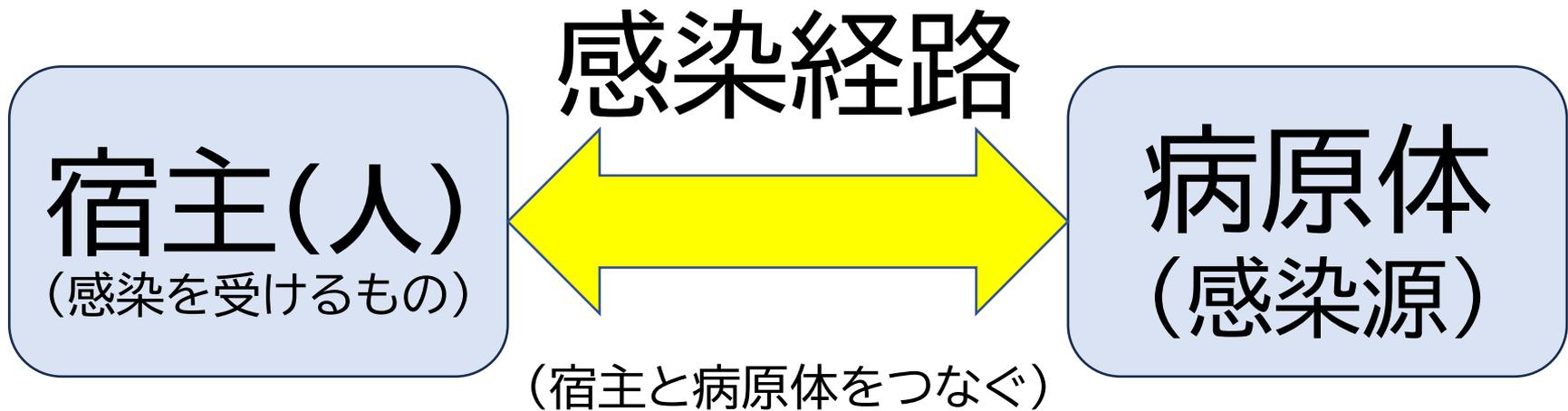
# ● 障害福祉・介護分野で 感染症対策が必要である理由

- ・ 密集：利用者が集められサービス利用する場面が多い（通所や入所系サービスなど）
- ・ 密接：利用者とスタッフが近距離で接する場面が多い
- ・ 特性：高齢、持病などにより免疫力が低い



感染及び感染拡大が起こりやすく  
感染した際の重症化リスクも高い方が多いため  
感染症対策が重要！

- 感染症が成立するために必要な3つの要素



→ どれかを取り除くことができれば  
感染症は予防できる！

# ● 感染対策の3つの柱

## 感染対策

① 病原体（感染源）  
の排除

例  
洗浄や消毒

② 感染経路の遮断

例  
手指衛生や  
マスク着用、換気等

③ 宿主の抵抗力  
の向上

例  
日頃の健康づくり  
健康観察

# ● 標準予防策 (スタンダードプリコーション)とは？

感染症の有無に関わらず、全ての人に対して、血液、体液、汗以外の分泌物、排泄物、創傷のある皮膚、粘膜などは、感染の可能性があるとみなして常に対応すること。

具体的には

手指衛生

個人  
防護具  
の着用

器具や  
リネンの  
消毒等

環境整備  
等

が挙げられる。

# ● 感染経路別予防策とは？

標準予防策に加え、感染症（感染経路）に応じて行う予防策のこと。

感染経路	特徴	主な原因微生物	感染対策例
空気感染	咳、くしゃみにより飛散し、空気中を漂う飛沫核(5 $\mu$ m以下)や塵埃を吸い込むことによる。	結核菌 麻疹ウイルス 水痘ウイルス 等	三密の回避 (密閉、密集、密接) 十分な換気 N95マスク
飛沫感染	咳、くしゃみ、会話などで飛散した飛沫粒子(5 $\mu$ m以上)を吸い込むことによる。	インフルエンザウイルス 新型コロナウイルス ムンプスウイルス 風しんウイルス マイコプラズマ肺炎 等	咳エチケット サージカルマスク
接触感染 (経口感染含む)	手指、食品、器具を介して伝播する。 最も頻度の高い伝播経路である。	ノロウイルス 腸管出血性大腸菌 等	手袋 ガウンまたはエプロン 手洗い・手指衛生 環境消毒

# ● 具体的な考え方

(感染症の特徴に応じて追加)

**感染経路別予防**

空気感染予防策

飛沫感染予防策

接触感染予防策

全ての患者に適応する**標準予防策**  
(スタンダードプリコーション)

## 2. 感染症対策の実践

# 実例：感染性胃腸炎

病原体	ノロウイルスによるものが代表的
潜伏期間	24～48時間程度
感染経路	接触感染(経口感染)
症状	嘔吐、下痢、腹痛、発熱など(無症状もあり)
治療	対症療法が基本 通常、2～3日で自然治癒する
備考	85～90℃、90秒以上の加熱消毒や、 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効 ※アルコール消毒の効果は低い

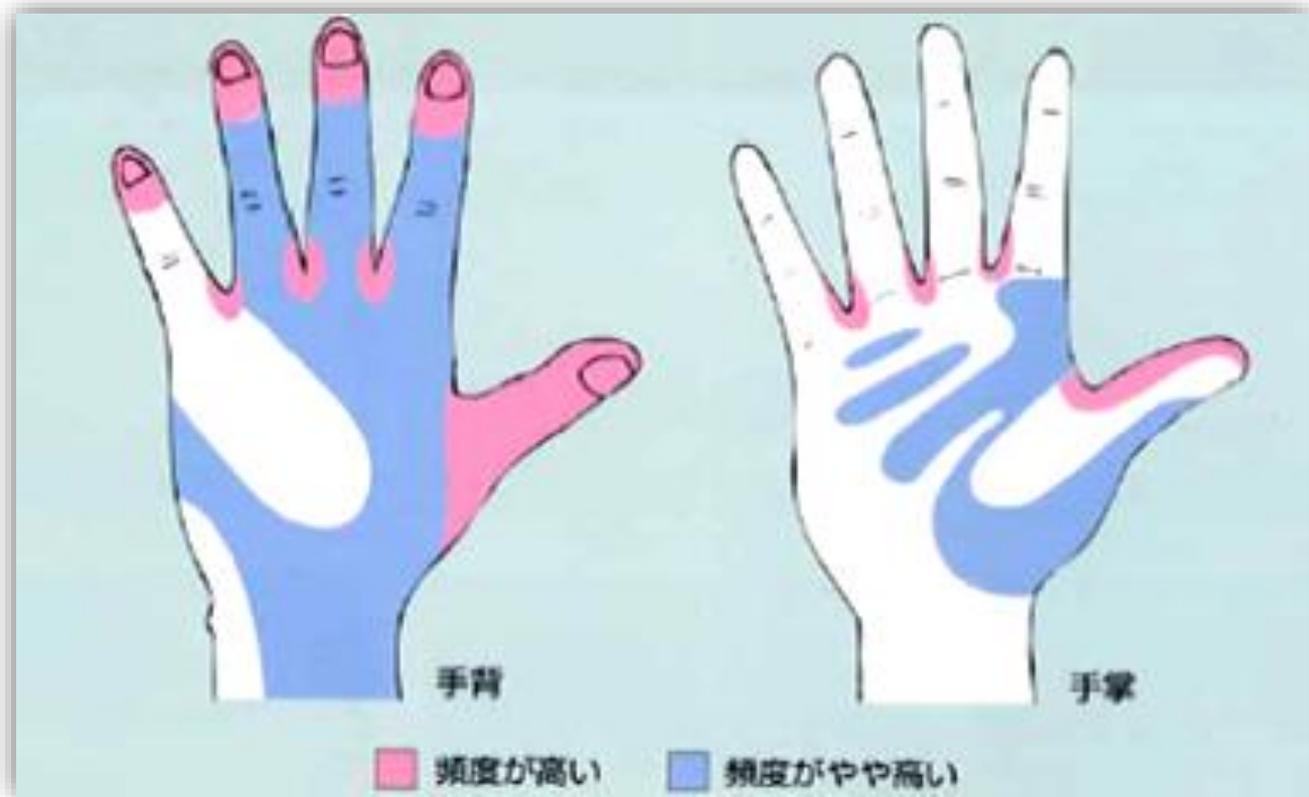


# 【手指衛生】

- 手洗いのタイミング

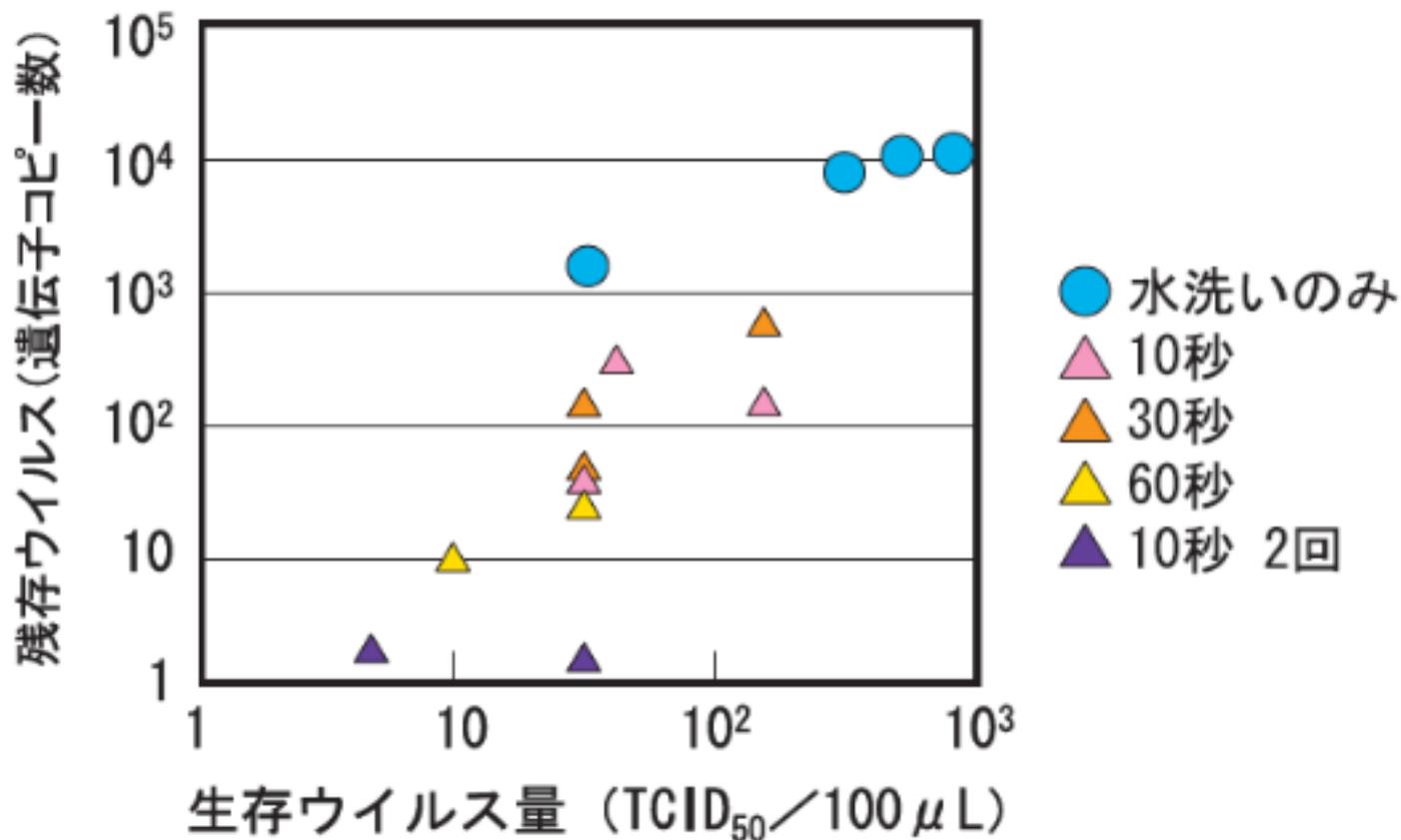
（利用者に触れる前、清潔・無菌的手技の前  
血液・体液・排泄物等に触れた後、利用者に触れた後  
利用者周囲の物品に触れた後

- 手指洗淨不足部位



# 手洗いの効果

～時間をかけた手洗いと短時間の2回の手洗いの比較～



- ・時間をかけた1回の手洗いより、短時間でも2回手洗いが有効
- ・手洗い時間と効果の関係について手洗い時間を延ばしてもそれほど有効性が向上しない。

**→10秒2回の手洗いを1ケアごとこまめに行うことが大切！**

# 次亜塩素酸ナトリウム希釈液の作り方

漂白剤の塩素濃度 5 % の場合

250倍希釈

調理器具や通常の掃除用

(0.02%)

1杯弱



漂白剤



水1ℓ

1ℓのペットボトルに水を入れ、キャップに軽く1杯の漂白剤を加える。

50倍希釈

トイレ・浴室など汚染されやすい場所用

(0.1%)

2杯



漂白剤



水500ml

500mlのペットボトルに水を入れ、キャップに2杯の漂白剤を加える。

※2ℓのペットボトルでは、8杯分

注意: 金属に使用すると腐食する恐れがあるので、10分経ったら水拭きしましょう

すぐに消毒液を作れるよう、あらかじめ準備しておきましょう！

# 【環境消毒】

- 手を触れる場所や身のまわりの物の清掃・消毒
- 施設内で人が直接手を触れる場所は、汚染される可能性があるため、定期的に次亜塩素酸ナトリウムで浸したペーパータオルなどで拭く。

例)手すり、ドアノブ、水道の蛇口、机、トイレ等



せっかく手を洗っても  
また汚染されてしまい、どこまでも広がる・・・

# 嘔吐処理手順の実際

引用：東京都福祉保健局作成「ノロウイルス対応標準マニュアル」

- ①汚染場所に  
関係者以外の人が  
近づかないようにする。



処理をする人と離れたと  
ころで手順を読み上げる  
人がいると◎

- ②処理をする人は  
使い捨て手袋とマスク、  
エプロンを着用する。

- ③嘔吐物は  
使い捨ての布やペーパータオル等  
で外側から内側に向けて、  
拭き取り面を折り込みながら  
静かに拭き取る。



- ④使用した使い捨ての布や  
ペーパータオル等は  
すぐにビニール袋に入れ処分する。



# 嘔吐処理手順の実際

⑤1mの高さから嘔吐した場合、半径2mに飛散するため、嘔吐物が付着していた床とその周囲（**半径2m**）を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた布やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。



次亜塩素酸ナトリウムは鉄などの金属を腐食するので、拭き取って10分程度たったら水拭きします。

⑥使用した着衣は廃棄が望ましいが、消毒する場合は下記手順で行う。

- (1)付着した嘔吐物を取り除く（手袋着用）。
- (2)熱湯につけるか、0.02%次亜塩素酸ナトリウムに30～60分浸ける。
- (3)他のものと別に洗濯機等で洗濯する。



⑦手袋は、付着した嘔吐物が飛び散らないよう、表面を包み込むように裏返して外す。外した手袋は、使った布やペーパータオル等と同じように処分する。



# 3. 平時の取り組み

# 日ごろから準備できること

## ●日ごろからの職員や利用者の健康チェック

- ・日頃から体温などを把握し、記録しておくことで、感染拡大時にも早期発見や対応がしやすくなります。

## ●マスク等の感染対策物資の備蓄

- ・コロナ禍初期にはマスク等の感染対策物資の入手が困難になりました。
- ・各施設等においても、有事に備えた備蓄をお願いします。

## ●BCP、マニュアルの見直しとアクションカードの作成

- ・厚生労働省の手引きやマニュアルを確認するとともに、感染症拡大時の業務継続計画(BCP)や感染対策マニュアルの策定、見直しをお願いします。
- ・マニュアルを基にしたアクションカードの作成が初動対応に有効です。
- ・BCP やマニュアルの策定、見直し、感染症対応に関するアクションカードの作成等を保健所が支援します。

# 日ごろから準備できること

## ●感染症に備えた訓練の実施

- ・対応力向上に向けた施設内での訓練の実施をお願いします。
- ・感染対策物資の備蓄確認やマニュアルの見直しのためにも有効です。

## ●感染症のまん延防止に向けた甲府市の出前講座の利用

- ・各施設等からの要請に応じて出前講座を実施します。
- ・出前講座は従事者の資質向上やまん延防止に資する内容を基本としますが、各施設の実情も踏まえた内容とします。

## ●手洗いチェッカーの貸し出し

- ・施設内の研修や出前講座での貸し出しをしておりますので、ぜひご利用ください。

# 4.保健所への 各種報告等について

# (1) 感染症発生時の報告・相談

## 報告基準(①～③のいずれかの場合):

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間のうちに2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告が必要と認めた場合

※報告基準の「感染症」とは新型コロナウイルス感染症を含む、全ての感染症を指します。

## 報告先・報告方法:

- 各施設を所管する甲府市役所各課への報告  
をするとともに
- 甲府市保健所医務感染症課へ別添“感染症関係:甲府市保健所への相談様式(施設用)”により報告(FAX:055-242-6178)

(平成17年2月22日厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」による)

# 報告をいただいた後の対応

- ① 社会福祉施設等から保健所へ感染症発生について報告
- ② 保健所から社会福祉施設等へ状況を確認
- ③ 感染拡大防止に向けた対応について助言

**感染症対応は初期対応が極めて重要です。  
早期に感染対策を行うことで新たな感染者や重症患者を減らすことができます。**

なお、報告基準によらず、施設内で複数の下痢・嘔吐を呈する者が  
出た場合等は直ちに保健所へ電話でご相談ください。

## (2)結核定期健康診断の実施と報告

- 根拠:感染症法第53条の2及び7
- 目的:結核の早期発見や集団感染の防止
- 施設種別ごとの実施対象者:

施設種別	対象者	実施時期
介護老人保健施設	業務に従事する者(※1)	毎年度
・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ・障害者支援施設[入所系]	業務に従事する者(※1)	毎年度
	入所している者(※2)	65歳に達する日の属する年度以降において 毎年度

※1:「業務に従事する者」とは、当該施設において、施設の設置者・管理者の管理の下、業として行われる業務に現に従事する者を広く含むものとされています。常勤・非常勤の種別を問わず、現に反復継続して当該業務に従事している者は該当となります。

※2:「入所している者」とは、行政措置又は契約によって施設に生活の本拠を有し、日常生活の大部分を長期間にわたり送っている者に限られ、単に通所している者や当該施設で提供される他の福祉サービスを利用している者等は含まれません。

- 報告方法:別添“結核定期健康診断実施報告書”を利用し、ひと月ごとに取りまとめて、FAX、郵送、メール等で保健所へご報告ください。

※甲府市ホームページで詳しくご覧いただけます↓

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kenkoese/kekakuteiki.html>

ありがとう  
ございました

甲府市保健所 医務感染症課  
住所:甲府市相生2-17-1  
電話:055-237-8952